

中学:「日本は中学生以下の携帯電話の使用を禁止すべきである。是か非か」

- * 携帯電話・PHSを所有することと、継続的に借用することを禁止する。
- * 身体に障害のある人については使用を認める。

論題検討委員 川畑直樹

●論題の背景

<この10年間で9倍に>

今回のトピックは、『携帯電話』。甲子園論題としては2回目となります。論題検討委員の手抜きか? いえいえ、そうではありません。この数年間で機器の高性能化を始め携帯電話をめぐる状況が随分と変わってきたのです。よって前回とは異なる新たな視点も加わっての白熱した議論が展開されるはずです。

皆さんは、携帯電話がいつごろから私たちの生活の中に入ってきたか知っていますか。元祖は自動車電話として1979年に登場したそうですが、そのときは7kgもありました。そして1985年にショルダーホン(3kg)となり、1990年に200gになりました。これがケータイですね。そして100gをきるものが1996年に登場し、1,000万台に普及していきました。その後がすごい。1,000万台/年のペースで普及を続け、現在では9,000万台に達しています。

<小学生の32%,中学生の68%が保有>

1999年に携帯電話でインターネットサービスが利用できるようになってから、若年層へ加速度的に普及していきました。

様々な機能を備え、便利な携帯電話は小中学生には魅力的です。メール機能でいつでもどこでも友だちとつながり、見知らぬ世界へ侵入でき、すばやく情報も入手できる。ゲームができるし、チャットも楽しめる。ストラップをつけて、おしゃれも楽しめる。便利で面白い、それが若年層に広がっていった理由です。

<保護者は子に持たせたがる?>

一方、親は違った理由から子どもたちに携帯を持たせます。子どもの居場所の確認、緊急連絡用、家族のコミュニケーションのためというのが主な理由です。親は安心のため持たせて

いるのです。また、「みんなが持っている」という子どもの言葉に押し切られて、携帯を与えた親も多いようです。

<携帯電話をめぐる社会問題>

そんな便利で楽しい携帯電話ですが、現状では、容易に解決できそうもない数々の問題を発生させています。

A. 少年犯罪

インターネットの出会い系サイト・有害サイト・違法サイトにアクセスしたことにより、売春・買春、詐欺、恐喝、暴行、殺人に巻き込まれたり、自ら加害者になったりしています。

B. 消費者問題

違法・有害サイトにアクセスしたことにより、架空請求や違法請求に悩まされたり、迷惑メールを送られ不要な出費で困ったりしています。

C. 学校生活問題(ネットいじめ)

学校裏サイトと称する掲示板で、誹謗中傷が書き込まれたり、他人のメールアドレスを使って嫌がらせのメールを送ったり、チェーンメールの強要をしたりと、犯罪まがいのいじめが生徒間で発生しています。

D. 家庭生活問題

夜も電源を切れず、メールを打ちつづける子供が増えています。生活が乱れ、夜間徘徊、家出につながっているようです。

●予想される議論

<メリットの一例>

・ネット被害の抑制

小中学生は携帯電話を使って違法サイトにアクセスできなくなるわけですから、出会い系サイトによる被害を回避でき、また、学校裏サイトやブログ、プロフ、メールやチャットなどによる誹謗中傷というかたちの新手的いじめを防ぐことができます。

未成年の携帯契約者にフィルタリングサービス(違法・有害情報サイトへのアクセス制限)が適用されることになり、メリットは発生しにくくなるとも考えられますが、子どもの携帯電話でも親権者が申告した場合は、依然としてアクセス可能となっており、完全に防ぐことは不可能です。

・生活リズムの改善

携帯電話を所有している中高生の62%が1日に2時間以上携帯を利用し、82%がもらったメールは10分以内に返信するのがマナーだと考えていると言います。しかも58%が携帯に振り回されていることを実感していると回答しています(教育ニュース2007年9月16日)。深夜、寝床でカチャカチャやることもなくなります。寝不足が解消します。

・料金負担の軽減

中学生の携帯電話の月額使用料で最も多いのは1,000円～5,000円で26.5%。ついで6,000円～9,000円が24.4%。内閣府の調査では26.1%が「通信料金が高額になり、親子間で問題になった」と答えています。プラン導入後はこのトラブルや負担がなくなります。

・コミュニケーション能力の向上

携帯電話は、未成年者のコミュニケーションツールの主流となっています。その結果、直接ひとと会って交流する能力が低下していると言われています。携帯電話の使用禁止は、対人スキルの向上に一役買うでしょう。

・学力の向上

携帯電話を持っている中学生で、「家で勉強しない」人は非所持者の1.6倍であるという調査結果を警察庁が発表しています。携帯電話の所持と学校の学習成績の関連が考えられます。

・電磁波障害の回避

携帯電話が発する電磁波(マイクロ波)は人体に、特に若年者に有害であるという説があります。無害であるという立証が不十分であるとし、16歳以下の子どもには携帯電話の使用を控えるよう指導している国もあります。

<デメリットの一例>

・利便性の喪失

高性能化により、ウェブサイトから情報を即座に取り入れることができたり、音楽をダウンロードしたり、カメラや時計、計算機としても

利用したりと今やドラえものの四次元ポケット? と化している携帯電話。この喪失は大きなダメージか?

・コミュニケーション手段の制限

現在、未成年者の主たる表現手段となっている携帯電話。とくに友人関係を維持するために、あるいは広げるために活用されています。食事中でも寝るときでも手放さない携帯漬けの若者たちがこの機械を使えなくなったら?

・安全性の低下

多くの保護者がわが子との連絡をとるために、あるいは居場所を確認し安心するために携帯電話を買い与えています。また、地震などの災害や事故・事件に巻き込まれたとき、携帯電話は有効な連絡手段となっています。

・携帯電話関連産業のダメージ

携帯電話の年間使用料金を8万円程度とし、小中学生の30%が携帯電話を所持しているとしてプラン導入後の携帯電話会社の損失を試算すると約3,000億円になります。関連産業全体で考えると、その損失はさらに大きな数字となるはずです。

<メリット・デメリットの比較>

肯定側は、犯罪やネットいじめを抑制できるプランの有効性を、否定側は災害時等の有効手段を失うことの損失をそれぞれ主張し、どちらがより安全性を保障するかの議論が考えられます。

また、コミュニケーションをめぐる議論も考えられます。携帯電話がつかえなければ、対人スキルが増すのか、一方使えないことによって意志の疎通を図れなくなるのか。

コミュニケーションとは何かを考えながら議論できるといいですね。

●参考文献

- ・平成18年度『警察白書』第1章
- ・『捜査研究』2007年8月号 東京法令出版
- ・長谷川元洋『子どもたちのインターネット事件』東京書籍(2006)
- ・ジョージ・カーロ&マーティン・シュラム『携帯電話 その電磁波は安全か』集英社(2001)

(2008年3月号掲載)